

重要事項説明書

〔指定居宅介護支援〕

中部サンケアネット居宅介護支援事業所

株式会社 中部サンケアネット

指定居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

法人名	株式会社 中部サンケアネット
所在地	沖縄県沖縄市字古謝三丁目12番20号
連絡先	TEL098-929-3900 FAX098-929-3930
代表者氏名	代表取締役 津嘉山 洋平
設立年月日	平成19年6月14日

2. 事業所の概要

事業所名	中部サンケアネット居宅介護支援事業所
所在地	沖縄県沖縄市古謝津嘉山町 24 番 3 号原アパート101号室
連絡先	TEL 098-983-4880 FAX 098-989-7465
管理者氏名	鶴岡 さおり
指定年月日	平成20年12月1日
事業所番号	4770402040

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的
要支援、要介護状態にある利用者及びその家族から相談を承り、介護保険法の趣旨に従って居宅サービス計画を作成し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営方針

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるよう努めます。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

4. 通常の事業の実施地域

通常の実施地域	沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、北中城村、その他 応相談
---------	--------------------------------

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする
営業時間	9:00～18:00
休業日	土・日曜日・国民祝祭日・年末年始 (12月31日～1月3日)

* 上記の営業日、営業時間のほか、365日24時間常時電話連絡を受け付ける担当者を配置しておりますのでご相談下さい。

6. 職員の勤務体制

職種	人数	業務内容
管理者	常勤兼務1名	事業所及び業務の管理を一元的に行うと共に指定居宅介護支援の提供に当たる
介護支援専門員	常勤兼務1名 常勤専従2名	指定居宅介護支援の提供に当たる

* 職員の配置については指定基準を遵守しています。

7. サービス提供の方法（別紙記載）

- ① 第一にご利用者・ご家族の意見を尊重します。
- ② 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時または契約時、ご利用者、ご家族から求められた際は、携帯する身分証明書を提示します。
- ③ ご利用者から相談を受ける場所は、ご利用者の居宅若しくはご利用者の指定する場所または事務所内の相談室で行います。要介護認定などの申請業務に関し必要な援助を行い、サービス担当者会議の開催場所は事業所内、その他必要と認められる場所で開催します。

- ④ 事業所の介護支援専門員は継続的にご利用者又はそのご家族に対し、利用者の居宅を訪問し、ご利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、ご利用者の相談を受けます。
- ⑤ 利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が可能でありケアプランに位置付けた理由の説明を行い、理解を得るものとします。

8. サービス内容について(別紙記載)

9. サービスの利用料金

要介護1・2	要介護3・4・5
10,860円	14,110円

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に対する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用に相当する給付を受領することが出来ない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦、お支払い下さい。その他の費用の徴収が必要となった場合については、利用者等と協議し同意を得たもの限り徴収します。

10. サービス利用に関する留意事項

- ① サービス提供を行う介護支援専門員
 - サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ② 介護支援専門員の交替
 - I 事業者からの介護支援専門員の交替
 - 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
 - 介護支援専門員を交替する場合はご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - II 利用者からの交替の申し出
 - 選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定に介護支援専門員の指名はできません。

11. 秘密の保持

事業者の介護支援専門員及びその他の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。また、この秘密を保持する義務は利用者との契約が終了した後や従業者でなくなった後においても継続します。

12. 個人情報の保護

- ① サービス担当者会議等、利用者に係る他の介護サービス事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上でご利用者又は、その家族等の個人情報を用いることができるものとします。

② 情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて利用者の介護サービス提供記録や情報を適切に管理し利用者の求めに応じて、その内容を開示致します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は利用者負担となります。)

13. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。又、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、当社の加入している損害賠償保険の範囲において対応致します

14. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者また 養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者	鶴岡 さおり
-------------	--------

15. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的なハラスメントの例】

- ・ 暴力又は乱暴な言動 殴る・蹴る・物を投げつける・刃物に向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など
- ・ ハラスメント行為 不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をする など
- ・ その他 過大な要求・理不尽な要求・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為 など

16. 事業計画及び財務内容について

ご利用者又はそのご家族に対し、利用者、その家族及び一般の方の求めに応じて、その内容を開示致します。

17. 居宅介護支援同一事業所割合について

居宅介護支援の提供にあたっては、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立におこなわれなければならないこと等をふまえ、前 6 カ月間に当該事業所で作成された居宅サービス計画に位置付けられた割合を、十分に説明致します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与、利用状況は別紙のとおりである。(別紙参照)

18. 苦情の受付について

① 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けます。

担当者	鶴岡 さおり
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00 まで
連絡先	098-983-4880

② 行政機関その他苦情の受付機関

沖縄市役所 介護保険課	098-939-1212	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
沖縄市地域包括支援センター	098-939-1212	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
うるま市役所 介護長寿課	098-973-3208	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
嘉手納町役場 福祉課	098-956-1111	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
読谷村役場 福祉課	098-982-9211	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
北中城村役場 健康保険課	098-935-2233	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
中城村役場 福祉保険課	098-895-2131	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
沖縄県介護保険広域連合	098-921-7800	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
沖縄県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	098-860-9026	8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明・交付を行いました。

事業者 株式会社 中部 サンケアネット

所在地 沖縄県沖縄市古謝 三丁目12番20号

事業所名 中部サンケアネット居宅介護支援事業所

説明者 名前 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明・交付を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所 _____

名前 _____ (印)

家族等 住所 _____

名前 _____ (印)

続柄 _____